

要綱案に係る前回会議からの主な変更点

	前回会議時点の叩き台	要綱案（今回提案）	説明
1	<p>（受領証等の交付）</p> <p>第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により受領証の交付を受けた者は、パートナーシップ宣誓書受領カード交付申請書（様式第2号）を提出することにより、パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）の交付を受けることができる。</p>	<p>（受領証等の交付）</p> <p>第7条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）を宣誓書の写しを添えて交付するものとする。</p>	<p>受領カードについて、前回案では「交付を受けることができる」としていましたが、他の自治体の取扱状況等を踏まえ、宣誓をした者には、宣誓書受領証と受領カードを交付するものとします。</p>
2	<p>（要綱記載検討事項として提案）</p>	<p>（子に関する記載）</p> <p>第8条 宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ、生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であって、当該宣誓者が受領証等に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書（様式第4号）に、宣誓者と当該子の関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、既に宣誓を行った者が新たに子の記載を希望する場合について準用する。</p>	<p>前回会議を踏まえ、要綱に記載することとします。</p>
3	<p>（受領証等の返還）</p> <p>第9条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。</p> <p>(1) パートナーシップが解消されたとき。</p> <p>(2) 宣誓者の一方が死亡したのちに、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき。</p> <p>(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(4) 受領証等の返還を希望するとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。</p>	<p>（受領証等の返還）</p> <p>第10条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証等を添付し、市長に届け出なければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の返還を要しないものとする。</p> <p>(1) パートナーシップが解消されたとき。</p> <p>(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。</p> <p>(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき。</p> <p>(4) 受領証等の返還を希望するとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が受領証等の返還が必要と認めるとき。</p>	<p>やむを得ない理由があるときは受領証等の返還を要しないこととし、パートナーの死亡時に、遺族の心情に配慮した対応を可能とするなど、柔軟に対応できるようにします。</p>

	前回会議時点の叩き台	要綱案（今回提案）	説明
4	(要綱記載検討事項として提案)	<p>(宣誓の無効)</p> <p>第11条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。</p> <p>(1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。</p> <p>(2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。</p> <p>(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。</p> <p>2 前項の規定により宣誓が無効となった者は、直ちに受領証を市長に返還しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号を公表することができる。</p>	前回会議を踏まえ、要綱に記載することとします。
5	(前回叩き台に記載なし)	<p>(上川中部圏域での連携)</p> <p>第13条 前条に掲げる事項のほか、様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び第7号の提出については、上川中部圏域の1市8町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町）のうち、パートナーシップ宣誓制度に関する連携協定を締結しているいずれの自治体においてもできるものとする。</p>	1市8町の連携（いずれの自治体でも手続可とすること）について、要綱に記載することとします。
6	(要綱記載検討事項として提案)	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第15条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱わなければならない。</p>	前回会議を踏まえ、要綱に記載することとします。
7	(要綱記載検討事項として提案)	<p>(周知啓発)</p> <p>第16条 市長は、市民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めなければならない。</p>	前回会議を踏まえ、要綱に記載することとします。